

総社市教育委員会が管理する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月23日

総社市教育委員会教育長 久山延司

総社市教育委員会規則第1号

総社市教育委員会が管理する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

総社市教育委員会が管理する公文書の開示等に関する規則（平成17年総社市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p data-bbox="241 759 949 791"><u>総社市教育委員会が管理する公文書の開示に関する規則</u></p> <p data-bbox="159 834 1111 935">総社市教育委員会が管理する公文書の<u>開示</u>に係る総社市情報公開条例（平成17年総社市条例第11号）の施行については、総社市情報公開条例施行規則（平成17年総社市規則第15号）の例による。</p>	<p data-bbox="1211 759 1946 791"><u>総社市教育委員会が管理する公文書の開示等に関する規則</u></p> <p data-bbox="1131 834 2083 1010">総社市教育委員会が管理する公文書の<u>開示等</u>に係る総社市情報公開条例（平成17年総社市条例第11号）<u>又は総社市個人情報保護条例（平成17年総社市条例第13号）</u>の施行については、<u>それぞれ</u>総社市情報公開条例施行規則（平成17年総社市規則第15号）<u>又は総社市個人情報保護条例施行規則（平成17年総社市規則第17号）</u>の例による。</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。